

三重県公共事業再評価実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、三重県公共事業再評価審査委員会条例第2条における三重県が行う公共事業の再評価について必要な事項を定める。

(再評価対象事業)

第2条 再評価の対象とする公共事業は、県が事業主体として実施する公共事業のうち、以下の要件に該当する事業とする。但し、維持管理に係る事業を除く。

なお、国庫補助事業において、当該事業を所管する省庁から別途再評価の対象事業要件が示された場合は、その要件に従って再評価を実施する。具体的な例は別紙 - 1 のとおりである。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価実施後一定期間が経過している事業
- (4) 社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

(再評価の方法)

第3条 再評価を行う際の視点は以下のとおりとし、具体的には別紙 - 2 のとおりとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済状況等の変化
- (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等
- (4) 事業の進捗見込み
- (5) コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

(再評価の実施)

第4条 各公共事業担当チームは、再評価対象事業を選定し、関係する市町村等の意見の聴取、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、第5条により対応方針(案)を策定し、各部局並びに企業庁の別記 - 1 のチームにてとりまとめのうえ三重県公共事業総合推進本部事務局(県土整備部事業評価・システム開発チーム)へ提出する。

(対応方針(案)策定の考え方)

第5条 第3条の再評価を行う際の視点により再評価を行った結果、(1)~(4)の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断され、(5)の視点により事業見直しの必要性がないと判断される場合は事業を継続とすることができるものとする。

- 2 (1)~(4)の視点による再評価の結果、継続が妥当と判断できない場合にあって、(5)の視点による再評価に基づき、事業手法、規模等の見直しを実施することにより継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続とする

ことができるものとする。

- 3 (1)～(4)の視点による再評価の結果、いずれも継続が妥当と判断される場合にあっては、(5)の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続とすることができるものとする。
- 4 (1)～(4)の視点による再評価の結果、継続が妥当と判断できない場合にあっては、(5)の視点による再評価により、事業手法、規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合には、事業を中止するものとする。

(対応方針の決定)

第6条 知事は、三重県公共事業再評価審査委員会の答申を受けた事業については、委員会の意見を最大限尊重し、三重県公共事業総合推進本部での検討を踏まえ、対応方針を決定する。

(再評価結果の公表)

第7条 対応方針の決定後、再評価結果、対応方針等を結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、再評価の実施に必要な事項は別に定める。

(付 則)

- この要綱は、平成10年11月2日から施行する。
- この要綱は、平成12年5月24日から施行する。
- この要綱は、平成13年9月20日から施行する。
- この要綱は、平成14年8月6日から施行する。

別記 - 1 (第4条関係)

- 環境部：政策チーム
- 農林水産商工部：産業経済政策チーム
- 県土整備部：経営企画チーム
- 企業庁：経営資産チーム